

## 第 2 1 号議案

### 財産の無償譲渡について

下記の建物を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

亀 岡 市 長      桂    川    孝    裕

### 記

#### 1    無償譲渡しようとする財産

| 所在地               | 構    造         | 床面積                        |
|-------------------|----------------|----------------------------|
| 亀岡市保津町神子田 1 7 番   | 鉄骨スレート葺<br>平屋建 | 5 2 8 . 1 2 m <sup>2</sup> |
| 亀岡市保津町神子田 1 8 番 1 | F R A ハウス      | 3 9 0 . 0 0 m <sup>2</sup> |

#### 2    無償譲渡しようとする相手方

所在地      亀岡市余部町天神又 2 番地

名    称      京都農業協同組合

代表者      代表理事理事長    大    槻    松    平

#### 3    無償譲渡しようとする目的

亀岡市きのこ生産施設及び乾燥ハウスを相手方に無償で譲渡し、隣接する水稻共同育苗施設と一体利用することにより、亀岡市における米の生産を拡大するとともに、亀岡市の農業振興を図ろう

とするものである。

4 無償譲渡の条件

無償で譲渡する建物は、譲渡を受けた日から水稻共同育苗施設又は亀岡市の農業振興に寄与する各種事業のための施設として使用するものとし、他の目的に供してはならない。

5 無償譲渡をする日

令和7年1月10日

## 財産の無償譲渡について

### 1 無償譲渡しようとする財産

| 所在地               | 構 造            | 床面積                        |
|-------------------|----------------|----------------------------|
| 亀岡市保津町神子田 1 7 番   | 鉄骨スレート葺<br>平屋建 | 5 2 8 . 1 2 m <sup>2</sup> |
| 亀岡市保津町神子田 1 8 番 1 | F R A ハウス      | 3 9 0 . 0 0 m <sup>2</sup> |

### 2 無償譲渡しようとする相手方

所在地 亀岡市余部町天神又 2 番地

名 称 京都農業協同組合

代表者 代表理事理事長 大 槻 松 平

### 3 無償譲渡しようとする目的

亀岡市きのこ生産施設及び乾燥ハウスを相手方に無償で譲渡し、隣接する水稻共同育苗施設と一体利用することにより、亀岡市における米の生産を拡大するとともに、亀岡市の農業振興を図ろうとするものである。

### 4 無償譲渡の条件

無償で譲渡する建物は、譲渡を受けた日から水稻共同育苗施設又は亀岡市の農業振興に寄与する各種事業のための施設として使用するものとし、他の目的に供してはならない。

### 5 無償譲渡をする日

令和 7 年 1 月 1 0 日